

屋久島世界遺産地域管理計画

環境庁・林野庁・文化庁

前文

屋久島世界遺産地域（以下「遺産地域」という。）は、世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布がみられるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域である。このようなことから、当該地域は平成5年12月、世界遺産条約に基づき「陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本である」とともに、「類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持ったすぐれた自然現象または地域を包含する」と判断され、世界遺産一覧表に登録された。

世界遺産登録の過程においては、世界遺産委員会ビューロー会議から、遺産地域への人の入り込みの増大への対処も考慮した管理計画の策定及び管理のための調整システムの確立を促されたところであり、これを踏まえ、このたび、本管理計画を策定したものである。

なお、本管理計画の策定に当たっては、平成七年十月、骨子案を公表し、地元の意見を聴く会、文書による意見の受け付け等を通じて、関係者の意見等を参考にしつつ計画の策定を行った。

1 目的

本管理計画は、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関が、相互に緊密な連携を図ることにより、遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的とし、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的方針を明らかにするものである。

2 遺産地域の概要

屋久島は、九州本島最南端から南方約60km、東シナ海と太平洋の間に位置し、面積は約五百キロ平方メートル、周囲百三十二キロのほぼ円形の島である。島の中央部には、九州最高峰の宮之浦岳（標高千九百三十五メートル）を主峰として千メートルを超える山岳が四十五以上連座し、その山腹を多数の河川が深い谷を刻んで流下している。温暖多雨の気候で、平野部での年平均気温十九・一度、降水量は四千ミリを超える。また、山頂部の降水量は年間一万ミリを超えると推測される。

温暖な気候と豊かな自然を背景として屋久島での定住の歴史は古く、中世には海上交通路の要所として重要視され、近年は農林漁業が地域の基幹産業のひとつとして島の経済を支えるなど、島外との交流を重ねながら自然と人々の共生が図られてきた。現在、海岸沿いに小規模の集落が散在し、約一万四千人が居住している（平成六年三月三十一日現在）。九州本島との交通路として、空路、航路（フェリー、ジェットフォイル）が開設されている。

遺産地域にかかる保護の歴史は古く、一九二二年に国有林において学術参考保護林が設定されたのを皮切りに、一九二四年に「屋久島スギ原始林」として国の天然記念物に指定（一九五四年、特別天然記念物に指定替え）され、一九六四年の国立公園への編入、一九七五年の原生自然環境保全地域の指定、一九八三年の国立公園の拡張、一九九一年の森林生態系保護地域の設定と順次保護のための施策が講じられてきた。また、遺産地域は「人間と生物圏（MAB）計画」国際委員会に承認された生物圏保存地域と大部分が重複している。

遺産地域の概要は、次のとおりである。

(1) 位置

遺産地域は、宮之浦岳を中心とした島の中央山岳地帯に加え、西は国割岳を経て海岸部まで連続し、南はモッチョム岳、東は愛子岳へ通じる山稜部を含む区域で、北緯三十度十五分～三十度二十三分、東経百三十度二十三分～百三十度三十八分に位置している。

関係する町は

鹿児島県熊毛郡上屋久町、屋久町

である。(図-1 位置図：省略)

(2) 面積等

遺産地域の面積は一万七百四十七ヘクタールで、島の総面積(五万六十ヘクタール)の二十一パーセントに当たる。土地所有形態としては、林野庁所管の国有林野が九十五・五パーセントを占めるが、西部の海岸部は一部私有地となっている。(図-2 遺産地域範囲図：省略)

(3) 植物相

植物相については、海岸付近のアコウ等の亜熱帯植生から、タブ、シイ、カシ等の暖帯植生、モミ、ヤマグルマ等の温帯植生を経てヤクザサ、シヤクナゲ等の亜高山帯植生に至る多様な植生の垂直分布が顕著にみられる。また、樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む屋久島固有の林相を呈する原生的な天然林など、本土とは異なる特異な森林植生を有している。さらに、地理的特性から、固有種等を含む千九百種以上の種が分布しており、固有植物九十四種、分布の南限種は二百種以上、北限種も多数確認されている。また、日本本土の自然植生に通常見られるブナなどの冷温帯性落葉広葉樹林が欠如していることや面積の小さい島にもかかわらず蘇苔類が六百種に及ぶなど本土とは大きく異なった生態を有している。

(4) 動物相

九州本土から切り離されて以来の一万五千年に及ぶ歴史と変化に富む植生からなる原始性豊かな生息環境は、多くの屋久島固有の亜種を生み出してきた。哺乳類は、ヤクシカ、ヤクシマザル(通称ヤクザル)など四種の固有亜種を含む十六種が確認されている。

鳥類は、ヤクシマアカコッコ、タネコマドリ(通称ヤクコマドリ)等四種の固有亜種を含む百五十種が知られており、また、このうちアカヒゲ、カラスバト等四種が天然記念物に指定されている。

この他、爬虫類が十五種、両生類が八種、昆虫類が約千九百種確認されるなど、屋久島の動物相は、面積の小さい島としては極めて豊富である。

3 管理の枠組み

(1) 基本的な考え方

本地域の世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくことを目標として、保全に係る各種制度の趣旨を踏まえつつ、遺産地域全体の一体となった管理を行うことを基本とする。

(2) 地域指定制度等の概要

遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別地域及び特別保護地区、森林生態系保護地域並びに特別天然記念物として、厳正に保護を図っている。(図-3 地域指定区分図：省略)

各制度の概要は次のとおりである。

ア 原生自然環境保全地域

「原生自然環境保全地域」は、人の活動によつて影響を受けることなく原生状態を保持し一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境庁長官が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域である。

屋久島の山岳地帯の花山地区は、昭和五十年五月、同法に基づき「屋久島原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が、遺産地域に含まれている。

原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。

イ 国立公園

「国立公園」は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として「自然公園法」に基づき環境庁長官が指定及び管理する公園である。

原生自然環境保全地域を除く遺産地域の全域は、同法に基づき、「霧島屋久国立公園」に指定されている。公園の保護及び利用上重要な地域であつて工作物の新築や木竹の伐採等の行為は環境庁長官の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であつて工作物の新築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火などについても、環境庁長官の許可が必要とされている「特別保護地区」が、それぞれ国立公園の保護計画に基づき指定され、この地域区分に応じて規制されている。また、自然を保護しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用計画に基づき、歩道、避難小屋等の整備が行われている。

ウ 森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することによって、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として林野庁が「国有林野経営規定」に基づき設定及び管理する地域である。

屋久島の中心部の地域は、本制度に基づき、平成四年三月、「屋久島森林生態系保護地域」に設定された。最も原生的状況を呈する林分であり、森林生態系の厳正な維持を図る地区である「保存地区」は、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように緩衝の役割を果たす地区である「保全利用地区」については、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

遺産地域のうちの国有林のほぼ全域は、森林生態系保護地域と重複している。

エ 天然記念物

文部大臣は、「文化財保護法」に基づき、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている地域を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを「天然記念物」に、天然記念物のうち特に重要なものを「特別天然記念物」に指定することができる。

遺産地域には、回指定の特別天然記念物「屋久島スギ原始林」が含まれるほか、遺産地域に生息・生育する動植物のうち、アカヒゲ、カラスバト、アカコッコ、イイジママムシタイの四種が天然記念物に指定されている。

天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可が必要である。

(3) 管理体制

遺産地域は、上記の各種制度を所管する環境庁、林野庁、文化庁及び鹿児島県が密接な連携の下に一体的となった管理を行う。

より効果的な協力、連携を図るため、遺産地域の管理に当たっては、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、相互の協力、連携を図りつつ、一体となって遺産地域の適正かつ円滑な管理を行う。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するためには、地元の理解と協力が不可欠であることから、連絡会議と地元関係団体等との連携を図る。

4 管理の方策

(1) 基本方針

世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本とする。

一体となって効率的及び効果的な管理の実施を図る観点から、関係行政機関は、相互に連携を図るとともに、連絡会議の場等を通じて、連絡調整に努める。

具体的には、以下の方針に沿って対処するものとする。

- ① 工作物の新築、土石の採取等自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為については、法律等に基づき厳正に規制する。既存の工作物を改築、増築する場合であっても自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう慎重に取り扱う。
- ② 世界遺産一覧表への登録による知名度の上昇等により、縄文杉など特定の興味地点への利用の集中などがみられ、人の入込みによる遺産地域の自然環境への影響が懸念されることから、これを防止するための措置を講ずる。
- ③ 登山等の利用を中心として、すぐれた自然の体験、観察、学習等の適正な利用を促す。

(2) 動植物及び自然景観の保護

各種制度に基づき、動植物及び自然景観の保護の徹底を図る。

このため、以下の施策を実施する

- ① 植物の採取及び動物の捕獲等については、学術研究等特別の事由による場合を除き、厳正に規制する。
- ② 木竹の伐採、工作物の新築、土地の形状変更などについては、動植物の生息・生育環境及び自然景観に及ぼす影響を最小限にとどめるという観点から厳正に規制する。
- ③ 既存の工作物を改築、増築する場合であっても、遺産地域の動植物や自然景観に及ぼす影響を最小限にとどめるよう慎重に取り扱うものとする。なお、既存の県道については、住民生活、交通安全上の必要性も考慮して最小限の改良を行う場合であっても、自然遺産としての価値を損なうことのないよう予め自然環境に及ぼす影響を調査し、その結果を踏まえ、慎重に取り扱うものとする。
- ④ 遺産地域に生息・生育する動植物について、各種研究機関等の協力も得つつ、調査研究を

推進するとともに、モニタリングを行うこと等によりその生息・生育状況を把握することに努める。生息・生育状況の悪化が懸念されるものについては、現地において防止対策を講じるとともに、必要に応じて保護増殖を図る。

⑤ 登山者の踏みつけや土砂の流出入などによる森林や湿原等の植生への影響が懸念される場合には、歩道以外への立入り防止等の措置を講じ、植生への影響を軽減するとともに、必要に応じて土砂の流出入防止、植生の復元を図る等の措置を講じる。

(3) 自然の適正な利用

遺産地域への入込み者数は、世界遺産への関心の高まりに加え、交通機関の発達等により、今後とも徐々に増加することも予想される。特に、ある特定の時期や特定のルートに利用が集中する傾向がみられ、人込み者数の増大による遺産地域の自然環境に与える影響が懸念されている。

世界遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないよう、遺産地域においては、既存の車道等を除き、すぐれた自然を体験、観察、学習するための徒歩利用を基本とし、遺産地域周辺も含めた地域において、自然や文化等に関する情報提供や環境教育活動の実施体制を整備することなどにより、遺産地域の利用の適正化を推進する。

このため、以下の施策を実施する。

- ① 懸念されている一部地域への過剰な利用に伴う影響を回避するよう、遺産地域外への利用の分散を図り、人の入込みによる影響を軽減する。
- ② 国立公園の利用計画に基づき、自然環境への影響及び利用状況に十分配慮しながら歩道、避難小屋、トイレ等の適切な整備を行う。
- ③ 自然解説のための人材を育成し、自然観察や森林レクリエーション等に際してインストラクターの指導による環境学習型活動を推進する。
- ④ 「屋久島世界遺産センター」や「屋久島森林環境保全センター」等において遺産地域に関する情報提供、普及啓発等を行う。また、これらの施設と「屋久島環境文化村センター」や「屋久杉自然館」等との有機的な連携を図る。
- ⑤ 遺産地域の自然環境や適正な利用に関するポスター、リーフレット等を作成し、利用者に配布するとともに、案内板、解説板、標識等を設置し、適正な利用の推進及び保全意識の普及啓発を行う。
- ⑥ 地元の地方公共団体及び屋久島において自然教育、エコ・ツーリズムの推進に取り組んでいる団体等の協力を得つつ、遺産地域の適正な利用の誘導及び遺産地域外への利用の分散に努める。
- ⑦ 遺産地域の背景となる屋久島の自然、歴史、産業等について知ることは、遺産地域の保護に対する理解を深めるうえで非常に重要である。このような観点から、幅広く教育・普及活動を進めるとともに、利用者自身が学習する場や機会を積極的に提供するための施策を推進する。

(4) 管理事業の実施

世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって遺産地域を適切に保全していくため、以下のような管理事業を推進する。

① 環境庁及び林野庁は相互に連携を図りつつ、現地職員による巡視活動を行う。また、環境庁が委嘱する自然公園指導員及び林野庁が委託する保安林巡視員等による巡視活動により管理の充実を図る。

- ② 違法行為が発見された際に迅速な対応を図れるよう司法警察員としての資格を有する営林署職員等への連絡体制の充実など巡視体制の強化を図る。
- ③ 利用者指導、自然保護意識の普及啓発や美化清掃等を目的としている団体等との連携の強化に努める。
- ④ 踏みつけ等により衰弱または裸地化した植生の回復を図るため、ロープや柵の設置等進入防止対策を講じるとともに、必要に応じ植生復元等の保全事業を実施する。
- ⑤ 巡視の勤行等を通じ、利用施設の状況把握に努め、施設の維持管理の徹底を図るとともに、標識等の整備を引き続き推進する。
- ⑥ 美化清掃活動や利用施設の適切な維持管理を引き続き実施する。

(5) 調査研究、モニタリング

遺産地域には数多くの貴重な動植物が生息・生育しており、従来から多くの研究者の生物・生態研究などの重要なフィールドとなっている。特に、本地域は、亜熱帯から亜高山帯までの多様な植生の垂直分布を有していることから、地域レベルでの環境研究のみならず地球環境の変化が生態系に及ぼす影響の把握等、地球レベルでの研究フィールドとしても貴重な存在である。

過去に行われてきた調査研究、モニタリングの結果から、遺産地域の生態系に関する貴重なデータが蓄積されつつあるものの、その自然環境については、未解明の部分も多々残されている。

- ① 各種研究機関等の協力を得つつ、調査やモニタリングを実施し、野生動植物、水環境等の基礎的データの収集に努める。また、これらの調査研究、モニタリングを支援するため必要な拠点の整備を図る。
- ② 希少種については、研究のための採取等により個体数の減少等の影響も懸念されることから慎重に取り扱うものとする。
- ③ 原生自然環境保全地域内において、各垂直分布帯に設定した調査区で実施している森林構造の推移に関する追跡調査等を今後とも継続して実施するとともに、森林生態系保護地域内において大学等研究機関が設定した調査区で実施されているヤクスギ天然林の生態等に関する調査と今後とも連携を図る。
- ④ 研究者のための拠点施設としての機能を有する「屋久島世界遺産センター」及び「屋久島森林環境保全センター」を中心に関係機関や研究者等と連携を図り、学術研究上必要な調査や長期にわたるモニタリング等を行うとともに、屋久島の自然環境の実態把握に努める。また、調査報告書、書籍等の収集・整理を行い、広く情報提供できる体制を整備するとともに、基礎的データ等についての情報提供や、研究者のネットワーク化を進め、調査、モニタリングの効率化を図る。

5 計画の実施その他の事項

細部にわたる取扱いについては、本管理計画を基に、必要に応じ地元関係者等の意見を聴きつつ、適宜連絡会議において確認していくものとする。

なお、本管理計画は、社会条件の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際には、地元関係者等の意見を聴くこととする。